

申 入 書

令和4年11月16日

〒004-0052

札幌市厚別区厚別中央2条5丁目4番1号

株式会社北海道産地直送センター

代表取締役 三好正洋 殿

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目1番55ほくろうビル3階

内閣総理大臣認定 特定適格消費者団体・適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

理事長 松久三四彦

TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887

第1 はじめに

私ども特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道（通称ホクネット）（以下「当法人」といいます。）は、研究者、弁護士、司法書士、消費生活相談員などの消費者問題に関する専門家によって構成され、消費者被害の防止を目的として、消費者問題に関する調査、研究、消費者への情報提供等の活動を行っています。当法人の詳細は、当法人のホームページ[URL:<http://www.e-hocnet.info/>]をご参照ください。

当法人は、平成22年2月25日から、「消費者契約法」に基づき、内閣総理大臣からの認定を受け、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対して差止請求訴訟を提訴する差止請求関係業務を行う「適格消費者団体」としての活動を行っています。

さらに、当法人は、令和3年10月20日から、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」（以下「特例法」といいます。）

に基づき、内閣総理大臣からの認定を受け、共通の原因で多数の消費者に生じた財産的被害に関して集団的被害回復手続を実施する被害回復関係業務を行う「特定適格消費者団体」としての活動を行っています。

消費者契約法に基づく差止請求訴訟や特例法に基づく集団的被害回復手続（共通義務確認訴訟・簡易確定手続等）の概要に関して、消費者庁作成の広報用のパンフレットを本書に同封いたしましたのでご覧ください。

今般、消費者庁より令和4年7月29日付けで貴社に対する景品表示法に基づく措置命令（以下「本件措置命令」といいます。）がなされた件につきまして、当法人は、検討の結果、以下のとおり申入れを行います。

第2 貴社に対する申入事項

1 消費者庁の令和4年7月29日付けニュースリリース「株式会社北海道産地直送センターに対する景品表示法に基づく措置命令について」（以下「本件ニュースリリース」といいます。本申入書に写しを添付）の別表1の「商品名」欄記載の34食品（以下「本件34商品」といいます。）を、同表の「表示期間」欄記載の期間に、貴社ウェブサイトにおける同表の「表示内容」欄記載の表示を見て、実際の販売価格が貴社ウェブサイトにおいて通常販売している価格に比して安いかのように誤認した購入者に対し、次のとおり対応することを求めます。

- (1) 購入代金支払い済みの購入者に対しては、返金を希望する場合は貴社が返金を行う旨を告知し、返金希望者に対して代金全額を返金すること。
- (2) 購入代金未支払いの購入者に対しては、支払いを拒絶する場合は今後代金支払いの必要がない旨を告知し、支払い拒絶者に対して代金支払い請求をしないこと。

2 本件ニュースリリースの別表2の「商品名」欄記載の3食品（以下「本件3

商品」といいます。)を、同表の「表示日」欄記載の日に、地上波放送を通じて放送された「イチモニ！」と称する番組内の「新型コロナに負けるな！買って応援北海道」というコーナーにおける同表の「表示内容」欄記載の表示を見て、実際の販売価格が、貴社が本件3商品に含まれる単品の商品について通常販売している価格を足し上げた価格に比して安いかのように誤認した購入者及び貴社が本件3商品の購入者に対して「プレゼント」と称する商品が無償で提供するかのように誤認した購入者に対し、次のとおり対応することを求めます。

- (1) 購入代金支払い済みの購入者に対しては、返金を希望する場合は貴社が返金を行う旨を告知し、返金希望者に対して代金全額を返金すること。
 - (2) 購入代金未支払いの購入者に対しては、支払いを拒絶する場合は今後代金支払いの必要がない旨を告知し、支払い拒絶者に対して代金支払い請求をしないこと。
- 3 貴社は、前2項の趣旨を、連絡を取ることが可能な購入者に対して個別に通知するとともに、貴社ウェブサイト等に掲載する等の方法により広く周知することを求めます。
- 4 貴社は、第1項及び第2項の返金等の実施状況、並びに第3項の通知及び周知の実施状況について、当法人に対して定期的に報告することを求めます。

第3 申入れの理由

1 不当表示の概要（有利誤認）

本件措置命令及び貴社ウェブサイトにおける令和4年8月22日付け「消費者庁の措置命令に基づくお知らせとお詫び」と題する告知によれば、次の事実が認められます。

- (1) 貴社は、本件ニュースリリースの別表1の「表示期間」欄記載の期間に、貴社が運営する「産地直送センター」と称する自社ウェブサイトにおいて本件34商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば「味付け焼きたらこ6

00g」と称する商品を令和3年10月22日から令和4年1月13日までの間、「味付け焼きたらこ 600g」、「通常価格：¥4,000税込」及び「販売価格：¥1,480税込」と表示するなど、同表の「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも「通常価格」と称する価額は、自社ウェブサイトにおいて本件34商品について通常販売している価格であり、実際の販売価格が当該通常販売している価格に比して安いかのように表示していました。しかし、当該「通常価格」と称する価額は、自社ウェブサイトにおいて本件34商品について販売された実績のないものでした。

- (2) また、貴社は、本件ニュースリリースの別表2の「表示日」欄記載の日に、地上波放送を通じて放送された「イチモニ！」と称する番組内の「新型コロナに負けるな！買って応援北海道」というコーナーにおいて本件3商品を販売するに当たり、例えば、「けっぱれどさんこセット」と称する食品について、令和3年11月13日、「北海道の味覚9品 けっぱれどさんこセット」、「①豚丼の具 3種 ②こまい 200g ③ほっけ 400g ④松前漬 200g ⑤タコしゃぶ 140g ⑥ラーメン 3袋 ⑦ホッケスティック 200g ⑧カラフトマスフレーク 80g ⑨お刺身用ホタテ 500g」、「プレゼント北あかりコロッケ20個」及び「通常1万600円相当➡35%オフ 6,980円」との文字の映像並びに「けっぱれどさんこセットです。北海道の味覚が計9品も入った商品となっています」、「購入いただいた方にプレゼントがあるんですね」、「北あかりコロッケ20個つけちゃいます」及び「通常ですね、1万600円相当のお品ですが、今回は35%オフの6,980円で販売いたします」との音声など、同表の「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、(一)あたかも「通常」及び「相当」と称する価額（以下「比較対照価格」といいます。）は、貴社が本件3商品に含まれる単品の商品について通常販売している価格を足し上げた価格であり、実際の販売価格が、当該通常販売している価格を足し上げた価格に比して安いかのように表示し、

(二)あたかも、本件3商品の購入者に対して、「プレゼント」と称する商品が無償で提供するかのように表示していました。しかし、前記(一)につき、本件3商品に含まれる単品の商品の過半は貴社において販売実績がないものであって、比較対照価格は、当該販売実績のない単品の商品に貴社が任意に設定した価格及び「プレゼント」と称して提供する商品の価格を含み、任意に設定されたものでした。また、前記(二)につき、本件3商品の販売価格は、貴社が「プレゼント」と称して提供する商品の価格を含むものであって、「プレゼント」と称する商品は、無償で提供されるものではありませんでした。

(3) これらの表示は、本件34商品及び本件3商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法第5条第2号に違反するものです。

2 不実告知による契約取消し

(1) 前項(1)及び(2)の表示は、消費者契約法第4条第5項第2号にいう「物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの対価その他の取引条件であって、消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすもの」として、同条第1項第1号の「重要事項」に該当し得るものです。

また、ウェブサイト上の広告や地上波放送における番組のように不特定多数の消費者に向けた表示であっても、商品等の内容や取引条件を具体的に認識し得るものであれば、個別の消費者の意思形成に直接影響を与えるものとして同号にいう「勧誘」に該当し得るところです（最判平成29年1月24日・民集71巻1号1頁参照）。

(2) したがって、前項(1)の表示を見て、本件34商品が貴社ウェブサイトにおいて通常販売している価格に比して安いかのように誤認して契約した購入者は、消費者契約法第4条第1項第1号の不実告知を理由に購入契約を取り消すことができます。

- (3) 同様に、前項(2)の表示を見て、本件 3 商品が実際の販売価格が、貴社が本件 3 商品に含まれる単品の商品について通常販売している価格を足し上げた価格に比して安いかにように誤認した購入者及び貴社が「プレゼント」と称して提供する商品が無償で提供されるものと誤認して契約した購入者は、消費者契約法第 4 条第 1 項第 1 号の不実告知を理由に購入契約を取り消すことができます。
- (4) 購入契約が取り消された場合、貴社は、当該購入者に対し、既受領の代金相当額を不当利得として返還する義務があり、また、代金未払いのときはこれを請求することができなくなります。
- (5) なお、不実告知を理由に契約を取り消した購入者は、当該契約に基づいてなされた給付について、消費者契約法第 6 条の 2 により当該契約によって現に利益を受けている限度において返還の義務を負うものとされており、商品を費消済みの場合はこれを返還する義務はないと考えます。

3 不法行為損害賠償請求

- (1) また、第 1 項(1)及び(2)の表示は、本件 3 4 商品及び本件 3 商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示として景品表示法第 5 条第 2 号に違反するものであり、貴社がかかる表示を行ったことは、民法第 7 0 9 条の不法行為に該当し得るものです。
- (2) したがって、第 1 項(1)の表示を見て、本件 3 4 商品が貴社ウェブサイトにおいて通常販売している価格に比して安いかにように誤認して契約し、その代金を支払った消費者は、貴社に対して代金相当額を損害としてその賠償を請求することができます。
- (3) 同様に、第 1 項(2)の表示を見て、本件 3 商品の実際の販売価格が、貴社が本件 3 商品に含まれる単品の商品について通常販売している価格を足し上げた価格に比して安いかにように誤認した購入者及び貴社が「プレゼント」と

称して提供する商品が無償で提供されるものと誤認して契約しその代金を支払った購入者は、貴社に対して代金相当額を損害としてその賠償を請求することができます。

- (4) なお、民法第708条は、不法な原因のために給付をした者は、その給付をしたものの返還を請求することができない旨を定めており、貴社の前記表示により誤認して契約した購入者は、当該契約に基づいて給付された商品を返還する義務はないものと考えます。

4 まとめ

以上述べた理由により、当法人は、貴社に対し、自主的に、消費者に対して、「第2 貴社に対する申入事項」第1項及び第2項のとおり返金等を行うことを求めるとともに、消費者が速やかに返金等を受けられるようにするために、その旨を対象の消費者に対して個別に通知するとともに、貴社ウェブサイトに掲載する等の方法により周知することを求めます。

そして、貴社の返金等の実施状況、並びに通知及び周知の実施状況について、当法人に対し、定期的に報告することを求めます。

第4 回答の期限など

本申入れに対する貴社のお考えと消費者に対する返金等の実施状況、公表及び通知の実施状況に関する初回のご報告を、令和4年12月16日までに、書面にて、当法人事務所までご送付ください。

貴社からのご回答の有無及びご回答・ご報告いただいた場合のそれらの内容は、当法人の活動目的のためにホームページ等にて公表させていただきますので、あらかじめ申し添えます。

以上